

平成 28 年第 19 回経済財政諮問会議
議事要旨

(開催要領)

1. 開催日時：平成 28 年 11 月 25 日（金）17:58～18:38
2. 場 所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議員	麻生 太郎	副総理 兼 財務大臣
同	菅 義偉	内閣官房長官
同	石原 伸晃	内閣府特命担当大臣（経済財政政策） 兼 経済再生担当大臣
同	高市 早苗	総務大臣
同	黒田 東彦	日本銀行総裁
同	伊藤 元重	学習院大学国際社会科学部教授
同	榊原 定征	東レ株式会社 相談役最高顧問
同	高橋 進	株式会社日本総合研究所理事長
同	新浪 剛史	サントリーホールディングス株式会社 代表取締役社長
臨時議員	岸田 文雄	外務大臣
同	塩崎 恭久	厚生労働大臣
	中川 俊直	経済産業大臣政務官

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 最近の金融・経済情勢について
 - (2) 経済・財政一体改革 -社会保障改革、地方行財政-
 - (3) 平成 29 年度予算編成の基本方針について
3. 閉 会

(説明資料)

- 資料 1 トランプ次期大統領の政策（岸田臨時議員提出資料）
資料 2 最近の金融・経済情勢について（内閣府）
資料 3 米国大統領選挙結果を受けて（榊原議員提出資料）
資料 4-1 薬価制度の抜本改革等に向けて（有識者議員提出資料）
資料 4-2 社会保障改革（参考資料）（有識者議員提出資料）
資料 5-1 国・地方を通じた歳出改革の実現に向けて（有識者議員提出資料）
資料 5-2 国・地方を通じた歳出改革の実現に向けて（参考資料）
（有識者議員提出資料）

- 資料 6 経済・財政一体改革（社会保障改革）の取組状況（塩崎臨時議員提出資料）
資料 7 経済・財政一体改革の推進に向けた地方行財政改革の取組について
（高市議員提出資料）
資料 8 内閣総理大臣からの諮問第36号について
資料 9 平成29年度予算の編成等に関する建議のポイント（麻生議員提出資料）
資料10 平成29年度予算編成の基本方針（案）
-

（概要）

（石原議員） ただいまから、第19回「経済財政諮問会議」を開催する。

○最近の金融・経済情勢について

（石原議員） 最初に、岸田外務大臣にも御参加をいただき、最近の金融・経済情勢について議論を行う。それでは、岸田大臣から、資料1について、御説明をお願いしたい。

（岸田臨時議員） 「トランプ次期大統領の政策」という資料をご覧いただきたい。

トランプ次期政権の方針について政権が発足していない段階で予断はできないが、トランプ次期大統領は経済分野で主に以下の方針を表明している。

1つは、貿易分野では、大統領就任時にTPPから離脱する意図について通知を発出し、それに代わり、公平な二国間貿易協定の取決めを交渉する。

2つ目として、道路、橋、鉄道等のインフラ分野への5,500億ドルの投資を追求する。

3つ目として、オバマケアの見直し、エネルギー関連規制の緩和、あるいは税制改革、不要な規制の撤廃、金融サービス改革等を進める。

こうした方針を表明している次第である。

いずれにしても、TPPについては、経済的・戦略的重要性について理解を得るべく、米政権、議会、そして、経済界等、幅広く様々な機会を通じて粘り強く働きかけていく。また、次期大統領が重視するインフラ、エネルギー分野は、日米双方にとって有望なビジネスチャンスであり、今後、更にこの分野での日米協力を深めていきたい。

（石原議員） 続いて、資料2「最近の金融・経済情勢について」、新原統括官から説明させる。

（新原内閣府政策統括官） 資料2をご覧いただきたい。

1ページと2ページ、金利については、長期金利の上昇やイールドカーブの上昇シフトが見られ、特に米国において顕著である。

3ページと4ページ、株価の動きは、日本、米国、中国での上昇が顕著である。

5ページと6ページは株価上昇の内訳を示しているが、日米とも、金融業とインフラ関連産業の上昇が顕著である。

7ページと8ページは為替の動きである。ドル高方向に推移しており、日本円との関係も顕著な動きになっている。

9ページ、米国の貿易相手国で、輸出入ともに、カナダ、メキシコ、中国のシェアが大きくなっている。

10ページ、直接投資関係で、米国の投資先は、オランダ、英国、ルクセンブルクが大きく、投資の受入れ元は、英国、日本、ルクセンブルクが大きくなっている。

(石原議員) 続いて、経済界の受け止めについて、榊原議員から御説明をお願いします。

(榊原議員) 資料3をご覧ください。トランプ次期大統領の経済政策、通商政策については、先ほど岸田大臣から御説明があったとおりである。

大統領就任前の現時点で予断は禁物であるが、資料の1ページに示しているとおり、減税、規制緩和、インフラ投資などの経済政策については、実現した場合の景気拡大への期待がある一方で、TPPからの離脱、NAFTAの再交渉といった通商政策については、懸念が強い、留意が必要、というのが現時点での我々経済界の受け止めである。

特にTPPについては、先ほど岸田大臣から御説明があったとおり、離脱を表明している。この点については、総理も様々な場で言及されているとおり、あくまでアメリカを含めた参加12カ国での発効を目指して、各国が国内手続きをしっかりと進めていくことが重要である。経済界としても、2ページ目の参考1に整理しているとおり、TPPの経済的な意義だけではなく、アジア太平洋地域の平和と安定にも資するといった戦略的意義も含めて、あらゆる機会を通じて訴えていきたい。

また、NAFTAについては、3ページの参考2にある。この制度を活用して、自動車産業など、北米におけるバリューチェーンを構築している数多くの日本企業がある。こういった企業にとって、仮にNAFTAが再交渉になると、アメリカ企業も含めて、極めて大きな影響が予想される。TPPと同様、NAFTAに関しても、新大統領の翻意を何としても求めたい。

我々経済界としては、新政権に対して、4ページの参考3にあるとおり、日本からの直接投資、企業進出、雇用創出などを通じて、アメリカ経済に多大な貢献をしているといったことを含めて、統合度の高い日米の経済関係がアメリカ経済にとっても不可欠だと訴えていきたい。様々なチャンネルを通じて、新政権や議会との関係を構築して、アメリカとの経済連携を強化していきたい。早速、来週、経団連の経済ミッションをワシントンに派遣する。新政権との関係構築に向けた取組をしていきたい。

(岸田臨時議員退室、塩崎臨時議員入室)

○経済・財政一体改革 - 社会保障改革、地方行財政 -

(石原議員) それでは、塩崎厚生労働大臣に御参加いただき、「経済・財政一体改革」の各論として、社会保障改革、地方行財政の議論を行いたい。

まず、新浪議員から御説明をお願いしたい。

(新浪議員) 資料4-1と資料4-2をご覧ください。

薬価制度の抜本改革について、効果の高い医薬品を効率的に使えるようにすることを目指して薬価を設定すべきである。また、実態に基づいて迅速な薬価設定をしていくべきである。さらに、製薬メーカーが付加価値の高い薬を創り出すこ

とができるようにすべきである。一方で、配慮すべき点として、流通、卸売の皆さんにも公正な取引になるような環境を作ることが必要である。

資料4-2の3ページ、図表4をご覧ください。こちらに現薬価制度の課題を述べている。後述する基本方針の策定に際しては、ぜひともこれらの課題に関する解決策を盛り込んでいただきたい。

まず1つ目は、薬価改正が現行2年に1回であり、オブジーボがその典型であるが、想定外に適用が拡大する際に迅速に価格再算定を行うルールがないことである。また、販売額が増えていっても、50%以上薬価を引き下げることができない。そこで、毎年の薬価改定を提言したい。迅速に実勢に合わせていくべきである。また、今の薬価制度は、ゾロ新と言われる、非画期的な新薬の開発も助長しているとも言われている。ゾロ新に関しても、その効果を薬価に反映すべきである。

2つ目に、類似薬のない新薬、いわゆる先発薬の場合、製薬メーカーが申請する原価計算で薬価が決められているが、透明性・妥当性の検証が欠如している。原価の内訳の公表を義務づけ、透明性を担保すべきである。

3つ目に、後発医薬品の新規収載価格は先発品の5割が原則になっていて、国際的に見て、高過ぎる状況にある。これを少なくとも3~4割に改めるべきである。

本薬価制度の抜本的改革に関して、当経済財政諮問会議と厚労省が連携して、年内に基本方針を取りまとめるべきである。

資料4-2の5ページ目、1人当たりの医療費・介護費の地域差是正に向けたガバナンスについて、都道府県の地域差を是正する上で、国のガバナンスをより強くすべきではないか。7,800億円に上る調整交付金や助成金の配分をインセンティブとして、厚労省に責任を持って取り組んでいただくことが必要である。配分の具体策を年度内に明確にすることによって、都道府県の地域差是正に向けたアクションにつなげていただきたい。

資料4-2の7ページ目、終末期医療は国民のQOL向上という観点で大変重要である。国民の5割以上は、QOLの観点から、終末期を自宅で過ごすことを希望している。患者や家族の終末期における負担や混乱を軽減する、福井や宮崎での取組のような先進事例が出ている。厚労省も積極的にこのような先進事例を横展開していただきたい。

(石原議員) 続いて、高橋議員に御説明をお願いしたい。

(高橋議員) 資料5-1、資料5-2を両方一緒にご覧いただきたい。

まず、資料5-1、国・地方が一体となって財政健全化を進める必要があり、来年度予算は、地方の頑張りを引き出す工夫、国と基調を合わせた構造改革、行財政改革を推進する予算とすべき。

具体的には、「1. 頑張る地方を支援」ということで、トップランナー方式について、来年度予算から、残る7業種のうち2業種に導入する、という御決断には敬意を表したい。一方で、「引き続き検討」とされた窓口業務については、再来年度には対象化をお願いしたい。また、「見送る」とされた図書館業務など4業種については、地域によっては、例えば公民館の運営を自治会に委託するような工夫をしているところもあるので、地域特性に合った工夫の程度、住民満足度、

効率性等について比較考量することが極めて有意義である。引き続きフォローアップしていく必要があるので、よろしく願いしたい。

続いて、資料5-1の「2. 行政サービスの効率化」について、資料5-2の3ページをご覧いただきたい。図表2、地方税の電子納税の仕組み、いわゆるe-LTAXは、わかりづらく手間がかかると言われており、導入している市町村は0.6%であり非常に低い。図表3、自治体の行政手続のオンライン利用率であるが、「粗大ごみ収集の申込」は件数として2,822万件あるが、オンライン利用率は7.5%しかない。自治体共通の書式、手続の標準化、こういったものを改めて後押しすべきではないか。

4ページの図表4、これは横軸に地方公務員1人当たりの人件費と都道府県別の民間賃金比率を置いており、縦軸に公務員の比率を置いている。赤くプロットした部分にある青森県や秋田県などは、民間に対する賃金水準が高く地方公務員の比率も高くなっており、地域民間給与をよりの確に反映することを通じた給与の適正化が要請されている。取組が遅れている自治体には、その見直しを促すべきではないか。

続いて、5ページの図表5をご覧いただきたい。今、自治体には「公共施設等総合管理計画」の策定をお願いしているところであるが、各市の記載事項の例を見ると、人口見通しや対象期間、施設、これが自治体によってバラバラである。せっかく自治体が苦勞して作っているのに、推奨記載例などを提示して類似自治体間で比較可能にしていき、有効活用ができるようにすべきではないか。

それから、資料5-1に戻っていただき、2ページをご覧いただきたい。上から2つ目の黒ポツ、「重点課題対応分」の2,500億円についてであるが、関連補助金なども含めて、効率的・効果的に課題解決に結びついているかどうかをしっかりと検証すべき。

最後「4.」であるが、先進事例の横展開を加速する必要がある。そういう意味では、導入している団体と導入していない団体で財政の節約効果がどのくらい違うのかを比較すべき。あるいは先進事例の横展開を進めていない自治体の背景を検証する必要があるのではないか。また、自治体の中で、未知の領域や市場に挑戦することを積極的にやっているところもある。例えば香川県などは、平成30年度までに全県を一水道事業にするという極めて野心的な目標を立てている。こういったいわゆる「ファースト・ペンギン」、一生懸命やろうとしている自治体を鼓舞するような形の支援を是非ともお願いしたい。横並びで待っているような自治体ではなくて、自ら水に飛び込んでいく自治体を応援していただきたい。

(石原議員) それでは、新浪議員の提言を受けて、塩崎大臣にお願いしたい。

(塩崎臨時議員) 資料6をお開きいただきたい。

1ページ、まず、薬価制度の見直しについて御提起いただいた。高額薬剤への対応については、緊急的にオプジーボの薬価を50%引き下げるとともに、ガイドラインによって、より効果的な使用方法に限定することを徹底させていただいた。

左下にある課題については、私どもとして、薬価制度に対する様々な課題、また、先ほど新浪議員から御指摘いただいたことも踏まえ、イノベーションの推進と国民皆保険制度の持続性の両立を目指した、薬価制度の抜本改革を行いたいと思っている。

具体的には、右下にある検討の方向性のとおり、一定規模以上の市場拡大については新薬収載の機会が年4回あるが、これを最大限活用して薬価を見直すことを検討したい。また、後発品を含めて、一定以上の薬価差が生じた品目については、少なくとも年1回、薬価を見直すことを検討したい。

この他、薬価算定方式の正確性・透明性の向上とイノベーション評価の加速化、バイオ医薬品についての研究開発支援方策の早急な策定とバイオシミラーの使用目標の設定、外国価格との調整の大幅な改善、費用対効果評価による価値に基づく薬価引上げを含めた価格設定の本格導入による効果的な創薬の推進などについて、検討を行いたい。特に今回のオプジーボもそうだが、バイオ医薬品はこれから増える一方であり、また、高額ということもあるので、心して改革に取り組みたい。

2ページ、医療費の地域差是正について、今日もお話をいただいた。前回申し上げた基本的な方向性ラインは変わっていないが、国の支援の下で、都道府県が被用者保険も参画する保険者協議会で、医療費分析や適正化など主導的な役割を發揮できるよう、都道府県の権限の強化、そして、医療関連人材の強化等を図っていききたい。人材がいなければ情報が集まってもいけないが、第一に、国民健康保険の情報ぐらいしか今は集まっていない状況である。

介護保険についても、自立支援、重度化防止に向けた保険者機能の強化を図るための法改正を含め、制度化に取り組みたい。

ICTやAIについては、未来投資会議で申し上げたとおり、医療・介護へのICT、AIのフル活用をしていきたい。

3ページ、医療保険制度・介護保険制度の見直しだが、改革工程表について御議論をいただいてきたが、医療・介護の制度見直しについては、高齢者の特性や低所得者にも配慮しながら、年末までに結論を得られるように、それぞれ審議会で詰めの検討を進めていく。

(石原議員) 続いて、高橋議員の御指摘を受けて、総務大臣にお願いする。

(高市議員) 地方行財政改革については、これまでも「経済・財政再生計画」の改革工程表に沿って着実に取り組んできたところだが、平成29年度以降においても、引き続き積極的に推進していく。

併せて、地方団体が一億総活躍社会の実現に向けた取組や地方創生を推進することができるよう、平成27年6月30日に閣議決定された「経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の一般財源総額をしっかりと確保していく。

トップランナー方式については、平成28年度に、多くの団体で業務改革に取り組んでいる16業務について導入した。平成29年度においては、平成28年度から導入した16業務について、経費水準の2年目の見直しを実施するとともに、新たに、「青少年教育施設管理」及び「公立大学運営」の2業務についてトップランナー方式を導入する。

「まち・ひと・しごと創生事業費」について、現行の1兆円規模を維持することが必要である。その上で、地方交付税の算定においては、改革工程表の方向性に沿って、「取組の必要度」から「取組の成果」へ、平成29年度から3年間かけて1,000億円シフトする。なお、改革工程表において、成果による配分を5割以上とすることを目指すこととしており、段階的实施の最終年度である平成31年度において、更

なる見直しを検討する。

以上ご説明したとおり、トップランナー方式の導入拡大など、民間議員からいただいたご提言に対しては最大限の対応をしたところである。それ以外にも様々なご提言をいただいているが、地方行財政改革の推進については、地方団体の理解や協力を得ながら推進していくことが重要と考えている。

なお、「経済再生なくして財政健全化なし」の安倍内閣の基本哲学の下、総務省では、こうした地方行財政改革の取組と併せ、あらゆる政策を動員しながら地域経済好循環の拡大を強力に推進していることを付言させていただきたい。

(石原議員) それでは、更なる御意見、御質問、反論、何でも結構であるので、いただきたい。

(麻生議員) 最初にオプジーボの問題があったが、これは、現在の薬価制度の下で適切な薬価が算定できなかったために緊急的な対応が必要になったということ。この問題は、別にオプジーボだけの話ではなくて、薬価制度そのものの問題だと思っている。

急速な少子高齢化に加えて、次々と高額な薬剤が登場していく中で、医療保険制度や国の財政をしっかりと維持していく立場にいるため、「給付や負担の見直し」や「医療提供体制の見直し」に加えて、薬価制度を抜本的に改革していくことは避けられないと思っている。先ほど民間議員の方から、適用拡大等の場合に薬価を引き下げるルールを設ける、毎年調査を行い流通価格の実勢を反映する毎年改定の仕組みとするなど、時宜にかなった貴重な御意見をいただいたことに、敬意を表したい。「経済・財政再生計画」の改革工程表を踏まえて、塩崎厚生労働大臣とも相談しながら、薬価制度の抜本改革等、国民負担の軽減につなげる方向で検討させていただく。

(榑原議員) 塩崎大臣からお話のあった薬価制度の抜本改革は、提案どおり、しっかりと取り組むことが必要である。

それから、先ほどの新浪議員の説明を補足すると、画期的な新薬創出に向けた製薬メーカーのイノベーションの促進、研究開発投資を促すことも非常に大事である。医薬品産業というのは、売上高の10%超、年間で1兆5,000億円の研究開発投資を行っているが、国際競争力を一層強化するためには更なる投資拡大が必要である。今回の提案に盛り込んでいるが、効能に応じて営業利益率を加算する仕組み等、投資を促進する、研究開発を促進するようなインセンティブ策も、あわせて講ずる必要がある。

(伊藤議員) 薬価の情報の話であるが、不透明性は否めない。例を挙げると、薬価の基準となっている厚生労働省の医薬品価格調査は国の一般統計であるが、調査の結果は非公表、公表予定も非公表、過去情報はなし、という非公表統計になっている。これらの統計を基に9兆円の薬剤給付が定められている中で、こういうことはあまり好ましくないの、今後、情報をもっと公開していく方向で是非検討していただきたい。

それから、費用対効果の重要性について、オプジーボは年間3,500万円かかると言われているが、その効果はどうだったのかを検証していただきたい。

後発医薬品は基本的に同じ薬効であるはずだが、価格が4つ存在するケースもあり、医者や薬局はどうしても高い薬を使おうとしている。これも見直しが必要

だろう。

もう一点だけ、ガバナンスの話で、都道府県が医療費適正化計画を作り、その前提となって地域医療構想があるが、この計画の執行段階でこれから相当な困難が予想されると考えられる。現に青森県のように個々の病院の再編あるいは病床転換の具体策まで提示しているところもあるが、多くのところはそのようになっていない。そういう意味では、都道府県が質の高い医療費適正化計画を策定してそれを実行するというガバナンスを効かせるために、例えば都道府県に対して実績に応じて医療関係の全ての助成や調整金を大幅に傾斜配分するようなことを国ができるかどうかを、今後、検討していただきたい。第3期医療費適正化計画の策定がスタートする前の今年度中に、この点について更に踏み込んで明確化していただきたい。

(高橋議員) 薬価の抜本改革であるが、私は特に薬価の毎年改定に踏み切るべきということを強調させていただきたい。日々の技術革新の中で高い薬が四半期ごとに上市されるが、一方で、生産が効率的になって利活用が拡大している薬は、市場価格が低下しても原則2年間据え置かれたままである。それに伴う機会損失は、私どもの試算だと2,000億円に達する。この金額は極めて大きい。若者が社会保障の持続可能性に疑問を持って、将来が不安だといって貯蓄に向かってしまっている。そういう状況にならないためにも、できるところは積極的に見直さなければいけないので、是非とも薬価は毎年調査をして、適正な市場価格にするということを実現していただきたい。

(菅議員) オプジーボの件は、当初470人の患者に適用するものが適用範囲を拡大して1万5,000人になっても何もできない、ということが一番の問題だったと思う。適用拡大をするときに必ず価格見直しをする、これは当然やるべきである。

また、オプジーボのような例をこれから見逃さないことも大事である。毎年の薬価調査、改定は行うべきだし、更に新薬創出加算も抜本的に見直しをして、費用対効果がしっかり図られるようにすべきである。

皆さんの意見と全く一緒であるので、ぜひ厚労大臣の下でしっかり、それも熱いうちに方向性を決めるべきである。

(石原議員) 5人の方から御意見があったが、塩崎大臣、今日のところ、何かあればお願いしたい。

(塩崎臨時議員) 今、御指摘をいただいたことは、資料6、1ページの「検討の方向性」にほとんど全て入っている。毎年改定というお話があったが、必要なものは年4回の新薬収載の機会を捉えて、効能追加、いわゆる適用拡大を逃すことなくしっかりとやっていく。年1回だけではなく、年4回のチャンスがあるということで、随時、臨機応変にやっていく。また、新薬の加算の問題、R&Dのインセンティブについても記載している。新薬の話は、薬価の算定方式の問題にも含まれているし、「費用対効果評価による価値に基づき、上市後の薬価引上げを含めた価格設定を本格導入」、つまり良いものは良いと評価する、ということを利用して導入したらどうか、ということも申し上げている。

今、色々御指摘いただいたオプジーボについては、御指摘を受け、第1回目に5割引き下げる。また、適用の在り方については、ゲノム医療を組み合わせることによって、効果がより高いときに使うことへの絞り込みを含めて、効果がない

ときには使わないようにしていく。こうしたことは、特に高額医療の場合には重要になってくるので、ゲノムに力を入れることがこれからますます重要になる。

それから、調査結果の透明性の問題についてお話があった。いただいた問題意識を受けて、どのようなことができるか考えていきたい。

都道府県のガバナンスの問題については、特に調整交付金の点について新浪議員から御指摘いただいた。その問題意識を受け、2ページに都道府県の権限の強化とあるように、都道府県がしっかり全体をガバナンスしていく。先ほど申し上げたように、保険者の下で、医療費をどれだけ構成しているかということ、平成30年度から国保を見るということで、今のところ、都道府県は全部の情報を見ていない状況であることを踏まえた上で、これから私ども厚労省としっかり連携して都道府県がリードできるように、調整交付金についても整理していきたい。

(石原議員) 前向きに、早急に御検討いただくと、御理解をいただいた。

(高市議員) 有識者議員提出の「国・地方を通じた歳出改革の実現に向けて」について、意見を申し上げる。

まず資料5-1の1ページ、「行政手続のIT化の実態把握を進める」「オンライン化推進に向けて、自治体共通の書式・手続等の標準化プラットフォームを整備すべき」という御指摘だが、現在、地方公共団体の申請届出手続のオンライン利用率は47.1%、ちなみに、国の利用率は45.4%で、地方の方が高い。オンライン利用率については、毎年調査を実施し、実態を把握している。それから、自治体共通のプラットフォームについては、既に各都道府県で、管内の市区町村の全部、または一部による電子申請システムが構築されているので、これを活用しながらしっかりと進めていく。

資料5-2の図表4、各地域における公務員比率と公務員給与との間に明確な相関関係があるとは考えられないので、この分析自体にどの程度意味があるのか私には理解できない。右上の部分を見ていただくと、国家公務員給与との比較である「ラスパイレス指数」が低い団体ほど相対賃金が高いという評価になってしまっている。沖縄、岩手、高知、青森等が上の方に入ってきている。賃金センサスのデータとどのような比較をされたのかはわからないが、公務員と民間労働者の給与を比較する場合には、一般的と考えられる給与の決定要件、学歴、年齢、役職段階等を合わせて比較の方が適当である。人事院と人事委員会が共同で実施している民間給与実態調査に基づいて、精確なラスパイレス比較を行う必要がある。

それから、「国家公務員の「給与制度の総合的見直し」を踏まえ、地域民間給与のよりの確な反映を行う」という御提言だが、適切に地方公務員給与の見直しを行うよう助言しており、本年4月時点で、約98%の団体に給料表の見直しを実施していただいている。不適切なところがあれば、引き続きフォローしていく。

資料5-1の2ページ、「重点課題対応分」について、交付税分を含む事業関連予算全体の成果を、当該事業主管省が中心となって検証すべき」と書かれているが、地方交付税は、御承知のとおり、法律上、条件を付けたり用途を制限したりしてはならず、地方が自由に使える一般財源なので、国庫補助事業とは異なり、実績や成果を検証するということは、私どもではできない。

それから、「公共施設等総合管理計画」について御提言があった。総務省から特定の将来時点や対象インフラなどを示した場合、たとえ「推奨」であったとしても、

地方公共団体にとっては、各団体が保有する公共施設等の老朽化の度合い、施設利用需要の変化、充当可能な財源見込みといった地域の実情にかかわらず、一律の考え方で計画策定を求められることを意味してしまうので、そのような「記載例」を示すということはなかなか理解が得られにくい。「公共施設等総合管理計画」は、要請期間である平成28年度中にほとんどの団体で策定が完了するので、これをしっかりとフォローしていく。

最後に、「窓口業務」については、業務のコストや、民間委託による歳出効率化効果の算定結果を「見える化」することにしている。

○平成29年度予算編成の基本方針について

(石原議員) 最後の議題に移らせていただく。最後に総理の指示があるので、塩崎大臣にはそのまま御着席いただきたい。

来年度の予算編成の基本方針については、既に資料8のとおり、総理から御諮問をいただいている。

麻生大臣から、財政制度等審議会の来年度予算編成に関する建議のポイントについて、御説明をお願いしたい。

(麻生議員) 資料9の1ページに沿って御説明する。

「1. 財政の現状と課題」の2つ目のポツで、量から質への転換が求められていることも踏まえて、需要喚起を目的とした財政政策から、潜在成長率の伸び悩みに対応する供給側の構造改革に重点を移すべき、と提言されている。

3つ目のポツでは、世界経済や自然災害のリスクが顕在化している場合に備えて、早期に債務残高を引き下げる必要がある、と指摘されている。

4つ目のポツでは、2020年度のPB黒字化の目標については、これを遵守し、各歳出分野における個別の事情を理由にして実現が左右されてはならない旨が記されている。

「2. 財政健全化に向けた基本的考え方」であるが、3つ目のポツで、財政健全化に向けての最大の課題は、社会保障であって、給付の抑制・適正化を行うとともに、給付に応じた負担を求めることで、受益と負担のアンバランスを一刻も早く解消するべき、との意見も示されている。

「3. 平成29年度予算編成の課題」の1つ目のポツで、平成29年度の予算については、「経済・財政再生計画」の2年目の予算であって、したがって、計画の「目安」に沿って、平成28年度予算と同様、一般歳出の伸びを5,300億円に、社会保障関係費の伸びを5,000億円に抑制すべきという意見をいただいている。

以上が財政制度等審議会からいただいた建議のポイントである。建議を踏まえ、「目安」に沿った予算編成を進めていきたい。

(石原議員) 資料10は、既にお示しさせていただいている「平成29年度予算編成の基本方針(案)」である。この案を経済財政諮問会議の答申として決定したいと思うが、いかがか。

(「異議なし」と声あり)

(石原議員) それでは、答申として決定させていただく。

本基本方針案については、11月29日に閣議決定をさせていただきたい。

(報道関係者入室)

(石原議員) それでは、総理から御発言をいただく。

(安倍議長) 本日は、第一に、米国大統領選挙以降の金融・経済情勢について議論した。トランプ次期米国大統領とは、先週お会いし、率直な話をする事ができた。今後も、共に信頼関係を築いていきたい。

第二に、社会保障改革と地方行財政改革について議論した。

まず、薬価について、オプジーボの価格を、来年2月から早速、5割引き下げることとした。

本日の議論では、民間議員から提案のあった薬価の改定ルールの抜本的見直し、透明性の向上、新薬の評価の際の費用対効果の反映などが重要といった指摘があった。

こうした民間議員の提案も踏まえ、薬価制度の抜本的改革に向けて、諮問会議で議論し、年内に基本方針を取りまとめていただきたい。

また、医療費・介護費の地域差を是正するためには、関係者の役割分担と責任を明確にしながら一丸となって取り組むことが重要である。

塩崎大臣には、リーダーシップを発揮していただき、関係者をまとめ、社会保障改革を加速していただきたい。

地方行財政については、これまで民間議員から、2020年度の財政健全化目標の達成のためには、国・地方一体となって財政健全化を進める必要がある。地方財政においても、国の取組と基調を合わせて改革を推進することが重要との意見があった。高市大臣におかれては、本日の議論を踏まえ、先進事例の横展開を図るなど、地方自らの頑張りを最大限引き出す改革を進めていただきたい。

最後に、平成29年度予算編成の基本方針の答申をいただいた。来年度予算編成に向けては、財政健全化への着実な取組を進める一方、一億総活躍社会の実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要な政策課題について、必要な予算措置を講じるなど、メリハリの効いた予算編成を目指す。

石原大臣、麻生大臣をはじめとして関係大臣におかれては、しっかりと対応していただきたい。

(報道関係者退室)

(石原議員) それでは、以上をもって本日の「経済財政諮問会議」を終了する。

(以上)